

法務省民一第3095号
令和7年4月11日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長
(公 印 省 略)

「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」の一部改正について（依命通知）

令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、戸籍法に基づく国又は地方公共団体の機関による戸籍謄本等の交付請求について、様式が統一されていないことにより円滑な業務の支障となっていることから、統一様式を作成するよう提案があり、地方分権改革有識者会議等における検討を経て、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項（中略）の規定に基づいて行う戸籍謄本（中略）の請求については、交付に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、標準的な請求様式を定め、関係する府省庁及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。」とされたことに伴い、令和6年2月26日付け法務省民一第501号当職依命通知の一部を下記のとおり改正しますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市町村長に周知方取り計らい願います。

記

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
- 2 別紙3を別紙4に改め、別紙を別紙3として加える。

改正後	改正前
1 戸籍証明書等の交付請求書の様式（本通達第1の1） 広域交付における本人等請求に係る戸籍証明書等の交付請求書の様式は、別紙1を標準様式とするものとする。 また、広域交付以外における戸籍証明書等の交付請求書の<u>様式（公用請求及び職務上請求に係るものを除く。）</u>は、別紙2を標準様式とするものとし、<u>広域交付以外における公用請求に係る戸籍証明書等の交付請求書の様式は、別紙3を標準様式とするものとする。</u>	1 戸籍証明書等の交付請求書の様式（本通達第1の1） 広域交付における本人等請求に係る戸籍証明書等の交付請求書の様式は、別紙1を標準様式とするものとする。 また、広域交付以外における戸籍証明書等の交付請求書の<u>様式</u>は、別紙2を標準様式とするものとする。

戸籍証明書等の公用請求書

市区町村長 殿

請求者	官職(※)	(公印)	
	連絡先	所在地	
		電話番号	(担当)
請求の 種別	☐ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)		通
	☐ 戸籍個人事項証明書		通
	☐ 戸籍一部事項証明書(戸籍抄本) (必要な事項:)		通
	☐ 改製原戸籍謄本		通
	☐ 改製原戸籍抄本 (必要な事項:)		通
	☐ 除籍全部事項証明書(除籍謄本)		通
	☐ 除籍個人事項証明書		通
	☐ 除籍一部事項証明書(除籍抄本) (必要な事項:)		通
請求 対象者	本籍		
	筆頭者の氏名		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
請求の 理由	事務の種類		
	根拠となる法令 の条項		
	戸籍の記載事項 の利用の目的		
備考			

※ 公印を省略する場合は、公印省略の旨を記載すること。

市区町村取扱使用欄	
本人確認	☐ 窓口(職員証・個カ・運免・その他:) ☐ 郵送